

議案等の議決結果

項目	件数	件名	結果	項目	件数	件名	結果
予算案件(知事提出)	1件	平成24年度和歌山県一般会計補正予算	可決			北朝鮮による日本人拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書	可決
条例案件(〃)	30件	和歌山県防災会議条例の一部を改正する条例 等	可決			戦没者等の遺族に対する処遇改善を求める意見書	
決算案件(〃)	2件	平成23年度和歌山県歳入歳出決算の認定について 等	継続審査			気象事業の整備拡充を求める意見書	
人事案件(〃)	4件	和歌山県教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて 等	同意			自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	
その他案件(〃)	4件	平成24年度建設事業施行に伴う市町村負担金について 等	可決			中小企業の成長支援策の拡充を求める意見書	
意見書・決議	13件	近畿自動車道紀勢線ミッティングリンクの早期解消及び4車線化の早期実現を求める意見書	可決	意見書・決議(つづき)		司法の場における発達障害者への適切な対応を求める意見書	
		我が国領土及び領海を守る体制整備を求める意見書				第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議	
		税制全体の抜本改革の確実な実施を求める意見書				「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書 他1件	
		国土強靭化基本法の制定促進を求める意見書				否決	

紀の国森づくり基金活用事業



基金活用事業の補助金をめぐつて不適正な使用があると指摘されているが、今回の反省点と、今後の事業のあり方をどう見直すのか。

森林環境の保全、森林と共生する文化の創造を目指して県民の理解と協力のもとに行われる非常により事業であるにもかかわらず、不適正な支出がなされたことは非常に残念である。担当課に調査を指示しており、調査の結果明らかになるであろう問題点を修正し、今後こういうことがないように事業を進めていきたい。

観光

国体開催と観光振興



問 紀の国わかやま国体では、延べ12万泊を超える宿泊が見込まれており、訪れる方に「一足伸びて観光したい」と思ってもらえばよい事前対策が必要である。特選手、関係者への観光資源等の周知をどう考えているのか。

答 観戦前後の県内観光、次回訪問の動機づけのため、事前に各都道府県の体育協会に観光パンフレットを発送し、選手・スタッフ等に配布を依頼するつもりである。また、旅行会社には県内観光を促進する宿泊プランづくりを働きかけるとともに、インターネット販売を中心とする旅行会社等と提携し、効果的な情報発信を行っていきたい。

鳥獣害対策と射撃場建設



イノシシや猿は非常に賢くなり、自給自足用の作物まで被害を受けている。被害防止のため、ハンターが射撃訓練を行える射撃場について、県が主体性を持って整備を考えるべきではないか。

射撃場の建設については、地元市町村の応分の負担、市町村による住民同意の取りつけ、運営主体の存在の3条件を基本に考えているが、県の将来のことも考え、プラス面とマイナス面の両方について皆さんとよく議論して考えていただきたい。そんな材料を出しての問題は議論の対象だと思うので、いろんな材料を出して議論していくべきだ。



イノシシによるミカンの被害

まちづくり

洋式トイレの普及

問 現在、公共のトイレは和式が多いが、県の施設ばかりではなく、市町村やNEXCO西日本、国のもも含め、今後洋式トイレをふやしてほしい。

答 現在新たに建設中の秋葉山公園県民水泳場では、和式トイレ18%、洋式トイレ82%となっている。今後、他の施設についても、トイレの改修が必要になった際には、利用実態を踏まえ、洋式トイレの割合を検討する。また、市町村に対しても、小中学校のトイレの洋式化について、国の補助制度を活用しながら環境整備を推進するよう助言をしていく。

太地町の森浦湾くじらの海構想

問 太地町が森浦湾でクジラやイルカを放し飼いにするくじら牧場の構想を発表したが、県は、財政面も含め、全面的にバックアップしてはどうか。

答 森浦湾くじらの海構想について、太地町が平成18年に発表した太地町くじらと自然公園のまちづくり構想を具体化するものとして、検討段階から県も参加した。太地町が平成18年に発表した森浦湾の海構想検討委員会が本年3月に策定したもので、大変有意義なものである。県としては、太地町と十分協議しながら構想の実現に向けて積極的かつ全面的に協力したい。

情報公開

情報公開における 知る権利とコスト

問 今議会に提出された情報公開条例改正案で閲覧手数料を導入しようとしているが、知る権利とコストについて知事はどう考えているのか。

答 大量の情報公開の請求があると、多くの県庁職員がその作業に当たらなくてはならない。不合理な要求を抑え、正当な要求に限るように自発的に判断していたのが望ましい姿である。県民の知る権利を侵したり逆行するような目的で県条例を改正するのではなく、むしろ知る権利を正当に行使することを助けるために提案

いじめ問題は、先生が生徒と向き合い、心を通わせる学校をつくってこそ解決の道が開かれると考えるが、県教育委員会は現状をどう把握し、どう取り組むべきと考えているか。

いじめ問題